

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年9月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200047号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2200010号

第1 結論

昭和59年1月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月から平成元年3月まで

会社を退職した後にA市において国民年金の加入手続を行ったか否かは覚えていないが、昭和59年1月から、それまで未納だった国民年金保険料の納付を開始し、昭和60年4月頃、A市からB市に転居し、その後、C市に転居したが、請求期間に係る保険料については、自宅に送られてきた納付書により、毎月、金融機関の窓口で納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年1月から、それまで未納だった国民年金保険料の納付を開始し、納付書により、毎月、金融機関の窓口で納付していたと主張しているが、A市での国民年金の加入手続及びB市への転居に伴う変更手続については覚えていない旨陳述しており、保険料の納付場所についても具体的な陳述は得られないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、A市で払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録及びA市の国民年金年度別納付状況リストによると、昭和54年11月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、再度、同資格を取得した記録は確認できないことから、当該手帳記号番号については、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者から提出された年金手帳(写)に記載されている国民年金手帳記号番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、C市において新たに払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿によると、平成2年1月頃に昭

和 55 年 1 月まで遡って国民年金の加入手続が行われたことが推認できることから、当該手帳記号番号により、請求者が請求期間当時、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に前述の A 市及び C 市の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間当時、居住していたとする A 市及び B 市は、請求期間の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間満了により保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200044号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月15日から同年5月1日まで

A社B支店の現場事務所において請求期間に継続して勤務し、平成8年5月1日からは同社D支店の現場事務所で勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、平成8年5月1日をA社B支店の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びC社から提出された人事カード(写)によると、請求者は、平成7年9月1日からA社B支店、平成8年5月1日から同社D支店に在籍し、同社B支店の在籍年月は、請求期間を含む8か月と記載されているところ、事業主は、人事カードにおける在籍年月の記載について、退職日が14日となっている複数の者の在籍年月を確認したところ、退職月も1か月として含まれている旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社B支店に係る離職年月日は平成8年4月15日と記録され、同年5月1日に再度、同社D支店で被保険者資格を取得していることが確認できる。事業主は、請求者は契約社員だったが、契約社員も勤務が継続していれば雇用保険は転勤として届出するため、雇用保険の記録に空白期間が生じることはなく、請求期間については、雇用契約が一度切れたものと思われる旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、事業主は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては、賃金台帳等の資料が残っていないため不明と回答しており、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、A社B支店に係る厚生年金基金の資格喪失年月日は平成8年4月14日となっており、請求期間の加入員記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。